

平成25年6月28日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第43回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会.....	1
2. 議 事	
議題 1. 船員派遣事業の許可について .....	1
3. 閉 会.....	1

### 【 出席者 】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、河野委員、今津委員、野川委員、久宗委員

労働者代表 高橋委員、立川委員、平岡委員、藤澤委員

使用者代表 小比加委員、鈴木委員、長岡委員、濱田委員

(事務局)

国土交通省 竹田審議官

海事人材政策課 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、春名企画調整官、三浦専門官

運航労務課 伊藤総括補佐

内航課 高嶺総括補佐

## 開 会

【春名企画調整官】 冒頭、ちょっとお断りで、海技課長の岩月が所用により欠席させていただきます。申し訳ございません。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第43回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局海事人材政策課の春名でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続いて配付資料の確認をさせていただきます。資料の番号は縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。資料1としまして、「交通政策審議会への諮問について」、諮問第178号「船員派遣事業の許可について」が1部、2枚、その他、その参考資料として資料1-1が1部、表紙を含め3枚、これは委員限りの資料でございます。以上でございますが、資料は行き届いておりますでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

### 1. 船員派遣事業の許可について

【落合部会長】 それでは早速議事に入りたいと思いますが、本日の議題は「船員派遣事業の許可について」というものでございます。これは個別事業者の許可ということで、公開いたしますと、当事者の利益を害するおそれがあるということで、船員部会運営規則11条ただし書きの規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。したがって、マスコミの関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

## 閉 会

【落合部会長】 それでは、本日予定した議事は終了ということになりますが、安全基準課のほうから報告事項があるということですので、この点、お願いいたします。

【高嶺課長補佐】 それでは、ただいま配付いたしました資料に基づきまして、報告申し上げます。本日報告いたしますのは、昨年10月、第37回の船員部会におきまして、

海上労働条約の国内法令化の関係で、船員設備、船のハードウェアに係る事項につきまして、その取り扱いについて検討会を設置すると説明いたしましたが、その結果につきまして、本日報告申し上げる次第でございます。前に説明しましてから、大分時間が経過していますので、配付した資料に基づきまして、ちょっとそのハードウェアの関係の規則についても、あわせて説明をいたします。

まず海上労働条約の関係で、船員の居住設備の関係、ハードウェアを決めているところがございまして、こういったものはどういうことかというのが、1枚目の資料に書いています。まず居住設備全般の位置とか、天井の最低高さ、あるいは船員室については原則個室であることとか、寝台の最低寸法、執務室を設置すること、ロッカー等を設置すること。そして6人に1つの割合で浴室やトイレ、洗面設備を設置することなど。またエアコン設置、あるいは独立した事務室の設置と、こういった居住設備に関する規程がございまして、この規程の中に、一番下に書いていますが、一部の規程については、3,000トン未満の比較的小さい船に関しては、官が労使と協議の上で、その適用を免除することができるということが書いてございまして、この取り扱いについての検討会を設置いたしまして、検討した結果を本日まで報告申し上げます。

2枚目にその結果でございますが、この検討を行うために、海上労働条約3.1規則の国内法令化に関する検討会を設置いたしまして、2回ほど検討を行いました。1回目は37回船員部会の同日に開催しまして、2回目を本年6月5日にやりましたけれども、その結果は国際航海に従事しない、内航の1,000トン未満の船舶については執務室の設置を免除するという結論が得られまして、これに従いまして、関係法令を整備することといたしまして、本日付で、それを公布するという段取りになりました。なお、この検討会につきましては、本船員部会の委員であります野川先生に座長をお願いしまして、使用者団体、労働者団体、それと造船の事業者の団体、こういったメンバーで構成された検討会での検討結果でございます。

以上、ご報告まで。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、本件につきまして何かご質問等はございますでしょうか。

特にないようですので、ほかに何かご発言等がありましたら、お願いしたいと思います。どうぞ高橋委員。

【高橋臨時委員】 要望が2点と質問が1点ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

います。

まず要望ですけれども、過日、19トン型の近海まぐろ漁船が大型船と衝突をした。1人まだ現在行方不明となっている。以前も近海かつお一本釣り漁船が同じような事故に遭ったということから、我々もそうなんですけれども、行政のほうとしても、安全対策というものを再度きちんとした対応をしていただければというように思います。

それから、5月27日にカヤオという港で、「第58憲洋丸」という遠洋まぐろ漁船が火災を起こしました。幸いにも乗組員に被害はありませんでしたけれども、現地の報道から受けた印象では、乗組員18名ということですが、国籍は中国、それから台湾、インドネシアということで、日本人は1人も乗船をしていなかったというような報道がなされております。この会社は2011年にも同じカヤオで海賊に遭って、この事故のときも日本人は1人も乗っていなかったという実態が明らかになったという会社でございます。

昨年も、「栄発丸」という遠洋まぐろ漁船が、ケープタウンの港外で座礁したという事件がありました。そのときに当局のほうにも船舶職員法、それから船員法違反というような疑いがある、このような日本船籍の漁船を放置するということになりますと、当然、国際的な問題になろうというように思いますので、徹底した指導をしていただきたいというふうに思っています。

特に現在、このSTCW-Fの条約の勉強会を官労使で開催をいたしております。このような遵法精神に欠けたような漁船の存在ということは当然、使用者側が求めるような規制緩和という以前の問題であろうというように思っております。また、同じ国際条約の中で、ILOの188号条約、つまり漁船の海上労働条約の問題についても同じように勉強会をしておりますけれども、この条約においても、このような漁船というものは、決して許されるものではないであろうというように思っております。

当局におかれましては、やはり調査の上、厳しい対応をしていただきたい。このような漁船が、我が国の国旗を掲げて操業をしておりますので、国際的な問題にならないように、厳重に指導していただきたいというように思います。

それから最後に質問でございますけれども、漁船の最低賃金の、今回諮問はございましたけれども、来月の多分開かれるであろう、この船員部会の中で諮問されるのかどうか、伺わせてください。よろしく申し上げます。

以上です。

【落合部会長】 それでは3点につきまして、事務局のほうから申し上げます。どうぞ。

【伊藤課長補佐】 運航労務課課長補佐の伊藤です。

最初にお話がありました、昨年、南アフリカ、ケープタウンで座礁をした日本籍遠洋マグロ漁船の対応についてお話しいたします。対応ですが、まず昨年の7月に関東運輸局において、事業場特別監査を実施した結果、各種法令違反が確認されました。具体的な違反内容ですが、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づきます乗組み基準違反、もう一つが船舶安全法に基づく最大搭載人員の違反が確認されたところです。このため、平成24年9月28日付で、船舶所有者に対して、これらの違反を是正すべき旨の通告書を交付したところです。この船舶の運航再開に当たっては、必要な船舶職員の乗船を含めまして、関係法令を遵守するよう、船舶所有者に指導を行っているところです。

また、上記事項を踏まえまして、昨年7月に他の遠洋まぐろ漁業の実態を把握するために、十数社について特別監査を実施いたしました。この監査においては、船員関係法令を遵守していない事例も判明しましたので、法令を遵守するよう、船舶所有者に対して指導を行ったところです。

遠洋まぐろ漁船ですが、その操業ですとか運航実態、これらの漁船の特性を勘案しまして、事業場監査等により、関係法令を遵守するよう指導するとともに、法令遵守の徹底について、先ほどお話が出ましたとおり、関係者間で真剣に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【落合部会長】 高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 今、回答をいただきましたので、またより一層、このような事故のないようにご指導願えればというように思います。以上です。

【伊藤課長補佐】 かしこまりました。

【落合部会長】 それから、続いてお願いいたします。

【春名企画調整官】 続きまして漁船の最低賃金について、来月、諮問がなされるのかというご質問でございます。漁船員の特定最低賃金に係る最低賃金専門部会の開催につきましては、現在、諮問の判断に必要な情報を収集中でございます。開催予定の有無についてのお答えは、今の段階では差し控えさせていただきますが、開催することとした場合につきましては、また改めてご報告させていただきたいと思っております。

【落合部会長】 高橋委員、どうぞ。

【高橋臨時委員】 私の理解では、当然開催をされるという理解でいるんですが、それでよろしいのでしょうか。

【春名企画調整官】 最低賃金専門部会の開催につきましては、労使間の合意が前提となるということで、従前から、国が最低賃金専門部会を開催するに当たっては、労使間においてどのような合意がなされたのかということに留意して、重要な判断材料としてきた経緯がございます。今年度につきましても、同様の考え方により判断することになるかと存じます。

【落合部会長】 はい。

【高橋臨時委員】 労使間の合意というのは、私の解釈では、いわゆる労働契約改定に基づいて、いわゆる対象となる賃金がアップしたのかという問題であろうかという理解でいるんですが、そのような理解でよろしいんですか。

【春名企画調整官】 そのようなご認識も一つはあるかとは思いますが。

【落合部会長】 要するに今、検討中で、開くかどうかについてははっきりしたことは現段階では言えないという、そういうことなんですか。

【春名企画調整官】 そのとおりでございます。

【高橋臨時委員】 最後にもう一回、すみません。

【落合部会長】 はい、どうぞ。

【高橋臨時委員】 あと、これ以上は言いませんから。これまでの経緯も含めて、十分考えていただきたいのは、昨年度も遠洋まぐろはじめ、賃金のアップもありましたし、それから種々の状況を考えて、海上だけではないですけれども、陸上も含めて考え合わせますと、やはり私は開くべきであろうと思っていますし、また若干なりとも最低賃金の改善というものが当然必要なんだろうというように思っていますので、ぜひとも開催するよう、よろしく願いをしておきたいというように思います。

以上です。

【落合部会長】 ほかの点で、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の……。

【春名企画調整官】 先生、すみません。

【落合部会長】 まだもう一点ありましたか。

【春名企画調整官】 前回の船員部会におきまして、高橋委員から、わが国のILO第131号条約の解釈に疑義があり、ILOの担当者からも、今年の総会において、連合の意見に応じて説明を行うよう要請がなされることが決まるようだと説明も受けているとのご発言がありました。これを踏まえ、第131号条約に関する今年の年次報告で、日本

政府としてどのような回答を行うのかというご質問をいただきましたが、前回、回答できなかった部分もございますので、その部分についてご説明をさせていただければと思います。

まず、ILOの手続について少しご説明させていただきます。ILO加盟国は、毎年、批准している条約の中で、ILO事務局から報告要請があった条約に関して報告を行います。ILOから報告要請があった場合、加盟国は労使団体の意見を付して報告書を提出いたします。当該報告書は、ILOの条約勧告適用専門家委員会で審査が行われ、必要に応じて委員会がオブザベーション、意見を付して報告書が取りまとめられます。

また各国政府に対して確認事項などがある場合については、ダイレクト・リクエスト、直接請求と呼ばれるコメントが、報告書とは別途送付されます。最低賃金の決定に関するILOの条約である第131号条約については、直近では2012年に報告を求められております。その際、日本政府の報告書に対し、連合から漁船員に係る特定最低賃金の設定に関する意見が添付されておりますが、日本政府からは特段意見を添付しておりませんでした。

それに対して、ILO条約勧告適用専門家委員会の報告書の中では、連合の意見を受けてオブザベーションが付されることはありませんでしたが、別途、日本政府に送付されたダイレクト・リクエストにおいて、連合の意見に応じ、日本政府が何らかのコメントをすることを望むのであれば、今後、ILOから日本政府に対し、第131号条約に関して年次報告を求めた際、当該コメントを送付するよう要請されております。

前置きが長くなり恐縮ですが、これらの事実を踏まえまして、前回の委員のご質問にお答えさせていただきます。年次報告は毎年ILOから報告を求められた条約について行うこととされておりますが、本年についてはILOから当該条約に関する報告を求められていないため、報告は予定していないということでございます。前回のご質問で回答できなかったことについて調べた結果のご報告でした。

【落合部会長】 本件につきまして、何かございますか。はい、高橋委員。

【高橋臨時委員】 報告、どうもありがとうございました。再度確認だけ1点しておきたいんですが、それでは2013年度、本年については、ILOからの回答というものは求められていないということによろしいんですか。

【春名企画調整官】 今年の報告は求められていないということでございます。

【高橋臨時委員】 わかりました。



【落合部会長】 前回の質問に関連して、漁船員に関する特定最低賃金の設定業種の拡大についてのご発言があったように思いますが、それについて事務局から特に何かありますか。

【春名企画調整官】 特にございません。

【落合部会長】 そういたしますと、ほかにご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、これでご発言も終わりましたので、事務局のほうから何か報告等があったらお願いいたします。

【春名企画調整官】 船員部会の庶務担当課の名称変更についてご報告申し上げます。船員部会の庶務につきましては、船員部会運営規則第16条の規定によりまして、「海事人材政策課」において処理することとされておりますが、7月1日付の組織改正に伴いまして、課の名称が「船員政策課」となることから、同条について形式改正を行うこととしております。

なお、次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【落合部会長】 そういたしますと、これで第43回の船員部会は閉会ということにさせていただきます。

お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —